

「今後の水道用水供給事業の統合・広域連携に係る基礎調査業務委託」 企画提案仕様書

第1 適用範囲

本仕様書は、千葉県が発注を予定している「今後の水道用水供給事業の統合・広域連携に係る基礎調査業務委託」の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

第2 委託業務名

今後の水道用水供給事業の統合・広域連携に係る基礎調査業務委託

第3 委託期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）まで

第4 業務の目的

リーディングケースとして取り組んでいる九十九里・南房総地域以外の水道用水供給事業体の統合・広域連携を進めていくため、水道用水供給事業体の現状分析や、統合パターンの検討、効果等に係るシミュレーションなど、統合・広域連携の検討や協議に必要となる基礎調査及び論点整理を行う。

第5 委託業務の内容

1 現状分析・課題の整理等

千葉県内の水道用水供給事業体の必要となる基礎データ（水利権の状況、浄水施設・管路の施設能力・老朽度・耐震性等、運転管理体制、施設設備更新に従事する技術職員体制、水需要・更新需要の把握、財務状況）を収集・整理し、現状の課題および新用水供給事業と統合する上での課題を整理する。

2 水需要予測および更新需要の把握

基礎データの他、将来の人口や需要の推計をふまえ、各事業体の水需要予測（約30年間を想定）を作成する。また、各事業体水道施設の更新需要を把握し、施設整備費用等の概算を算出する。

3 統合・広域連携パターンの検討

将来の水需要予測および水道施設の更新需要等を勘案した上で、想定される統合・広域連携パターンに係る検討資料を作成する。

4 統合・広域連携効果

想定される統合・広域連携パターンで施設整備や財政収支シミュレーションを行い、見込まれる統合・広域連携効果（国交付金活用による財源創出・施設の有効活用など）を整理する。

5 その他

九十九里・南房総地域を含む水道用水供給事業体と隣接する水道事業体との水融通や施設の統廃合による広域連携についても検討し、見込まれる広域連携効果を整理する。

6 成果品

- (1) 調査報告書 1 部
- (2) 電子媒体 (CD-ROM 又は DVD) 2 部

7 成果品の帰属

成果品は、著作権を含めて千葉県に帰属すること。

第6 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 事業の趣旨、本県の水道に関する歴史的経緯や地域特性、統合・広域連携の考え方や取組方針を理解した上で実施すること。
- (2) 現状分析（評価）・課題の整理、統合パターンの検討や統合パターンによる施設整備や財政収支シミュレーション実施の検討については、検討内容、検討手順及び検討手法を委託者と協議しながら実施すること。
- (3) 本業務の実施に要する経費は、すべて委託料に含むものとする。

第8 その他

- (1) 受託者は、本事業を実施するに当たり、事故や運営上の問題等が生じた場合には、責任を持って対応して解決を図るとともに、その旨を速やかに委託者に報告し協議すること。
- (2) 受託者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し提出する。業務計画書には、業務概要、実施方針、実施工程、成果品、個人情報・行政情報流出防止対策等について記載するものとする。提出された業務計画書をもとに、千葉県と協議し、本業務の詳細内容及び各作業の実施時期を決定するものとする。
- (3) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、千葉県と受託者は常に密接な連絡をとり、概ね 2 週間ごとに進捗を協議し、業務の方針等の決定にあたっては、千葉県と協議により決定するものとする。その内容については、その都度受託者が打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。また、受託者は、千葉県から求めがあった場合は、随時作業報告や委託内容に関する資料の提出を行う。
- (4) 成果品に瑕疵があり、不具合が生じたときは、受託者は自らの負担において、その不具合を補修しなければならない。その瑕疵についての担保期間は、成果品引渡しの日から 6 箇月間とする。
- (5) この契約により作成される成果物及びその他の権利については、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 21 条、第 23 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条、第 28 条に規定する権利を千葉県に無償で譲渡するものとする。（受託者は、著作権法第 18 条及び第 19 条に規定する権利については、千葉県から書面による同意を得なければ行使することができないものとする。）千葉県は、著作権法第 20 条第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改編を行うことができるものとする。
- (6) 受託者は、この契約に基づく業務を実施するために、千葉県から提供された資料等、あるいは千葉県に引き渡す資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底するとともに、千葉県の承諾なく複写及び複製してはならない。また、委託業務終了後は速やかに千葉県に返還するものとし、電子情報にあつては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。

- (7) 委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、書面により千葉県の承諾を得たときはこの限りでない。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。